

令和8年第3回（臨時）高砂市教育委員会 会議録【公開】

令和8年3月12日午後5時30分高砂市教育委員会を高砂市役所本庁舎3階301会議室において開会

出席者

教育長	玉野 有彦
委員	吉田 美香
委員	山名 克典
委員	神尾 信作
委員	川本 晃功

出席事務局職員

教育部長	木田 匠	教育推進室長	吉金 仙人
学校教育室長	平山 健二	教育総務課長	竹内 禎之
学校給食課長	山内 邦雄	給食センター所長	中野 照久
学校教育課長	古門 宣泰	青少年センター所長	長谷川 竜平

本日の会議に付した事件

議案

- 1 教職員人事について【非公開】

協議事項

- 1 高砂市教育委員会の組織における職位の基準に関する規程の一部を改正する規程を定めることについて
- 2 高砂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱を定めることについて

午後 5 時 3 2 分 教育長本日の会議を宣告

議 事 協議事項 1 高砂市教育委員会の組織における職位の基準に関する規程の一部
を改正する規程を定めることについて

○教育長 協議事項 1 高砂市教育委員会の組織における職位の基準に関する規程の
一部を改正する規程を定めることについて、事務局より説明をお願いいたし
ます。

○事務局 令和 8 年 4 月 1 日付の組織改正に伴いまして、学校給食センター所長を課
長相当の職位から副課長相当の職位に改めるため、第 4 条第 2 号を削り、第
5 条を加えるものです。

○教育長 御質問、御意見ございますか。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項 1 については、原案を了承します。

議 事 協議事項 2 高砂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱を定め
ることについて

○教育長 協議事項 2 高砂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱を
定めることについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 この要綱は、市内の不登校児童生徒がいわゆる民間のフリースクール等を
利用する場合の保護者の経済的負担の軽減を図るため、フリースクール等を
利用する際の必要な経費に対し補助を行うことを定めています。

対象者は市内の不登校児童生徒で、月額 1 万円を上限に補助金を支給し、交
付申請期間は前期分を 10 月 21 日まで、後期分は 3 月 31 日までとし、9 ペ
ージと 10 ページのチラシで、市民の方々へ周知を図ることを考えておりま
す。

○玉野委員長 御質問、御意見ございませんか。

○委員 3 ページの第 2 条の(5)の教育委員会が利用を認めた施設とありますが、
その施設は何校あって、現在、幾つの施設を使っていて、施設利用料の平均
はどのぐらいか教えてください。。

○事務局 指導要録上、出席扱いにできるというような形で認定をした施設は 4 校で
す。

県が示しているガイドライン等に多数の施設があり、それらはおおむね基
準を満たすと考えていますが、高砂市には施設がないため、近隣の加古川市や

姫路市に行くことになりますので、そう多くは通っていないというのが実情です。

その中には、オンラインのフリースクールも含まれておりますので、そこも含めて、現在4つというところでした。

○委員 オンラインでしたら、利用料も変わってくると思いますが。

○事務局 利用料に関しましては、施設により異なり、行った回数で金額が決まる施設もあれば、月額幾らという施設もあると聞いております。

○委員 4校というのを聞いて、ちょっと少ないと思ったのですが、それは、希望する生徒が4校分しかないということですか。

(休憩 午後5時40分)

(再開 午後5時50分)

○教育長 他に御意見、御質問ございますか。

○委員 補助対象経費と補助対象外経費で、交通費が入っていない理由がありますか。

(休憩 午後5時51分)

(再開 午後5時53分)

○教育長 答えをお願いします。

○事務局 この事業は県の補助を受ける予定でして、その県の補助金要綱では交通費は含まないと規定されておりますので、それに準じた形にしております。

○委員 将来、クラブ活動が地域移行したとき、6ページに課外活動費と記載していると補助金の関係で困りませんか。

○事務局 県は課外活動費を除いてます。

○委員 クラブ活動が地域移行になったら、それに対して高砂市からも補助金が出ると思いますのでこれは外してもいいという気がします。

(休憩 午後5時56分)

(再開 午後5時57分)

○教育長 課外活動費について、補助対象内としてはどうかという意見があったんですが、県の要綱には補助対象外のものとして書かれてあって、その県の要綱にのっとって利用料をお支払いするので、ここは県と同じにさせていただきたいと思いますが、いいですか。

○委員 はい。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項2については承認しますが、この案件は、次回定例の教育委員会で、議案として再度出させていただきますので、また改めて御審議くださいますようお願いいたします。

議 事 議案 1 教職員人事について【非公開】

○教育長 議案 1 教職員人事についてでございますが、地教行法第 14 条の 7 項によって、出席者の 3 分の 2 以上の多数決で可決したときは公開しないことができるとなっております。本議案につきましては、人事に関するもので、公開しないことについて賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長 全員賛成でありましたので、これについては非公開とさせていただきます。

(非公開のため別途会議録作成)

○教育長 再開いたします。
他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

令和 8 年 3 月 12 日 午後 6 時 08 分 教育長会議の閉会を宣告
